第百五十二条の三第一項	前条	私立学校教職員共済法第三十四条の二第一項
第百五十二条の三第二項	厚生労働省令	文部科学省令
	各保険者ごとに	日本私立学校振興・共済事業団について
第百五十二条の四	出産育児一時金等の支給に要する費用	私立学校教職員共済法第三十四条の二第一項に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用
	厚生労働省令	文部科学省令
第百五十二条の五	出産育児一時金等	私立学校教職員共済法の規定による出産費及び家族出産費
	第百一条	同法第三十四条の二第一項

附則第五項及び第六項中「附則第二十七項」を「附則第二十六項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第八条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十一の四第二項中「及び第百十五条の九第二項」を「、第百十五条の九第二項及び第百十五条の四十四の二第八項」に改め、同条第三項中「許可」と」の下に「、同法第百十五条の四十四の二第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第九項中「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を取り消し」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」と」を加える。

第百七十四条の四十九の十一の二第二項中「及び第百十五条の三十五第六項」を「、第百十五条の三十五第六項及び第百十五条の四十四の二第八項」に改め、同条第三項中「許可をした」と」の下に「、同法第百十五条の四十四の二第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第九項中「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を取り消し」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「指定の」とあるのは「指定若しくは許可の」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」と」を加える。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第九条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第六十六条及び第六十七条を次のように改める。

第六十六条及び第六十七条　削除

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

第五条　削除

第二章　経過措置

（退職被保険者等に関する読替え）

第十一条　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項に規定する第四条改正前国保法（以下「第四条改正前国保法」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる第四条改正前国保法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第九条第一項	附則第六条	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号。以下「改正法」という。）第四条の規定による改正前の附則第六条
	附則第七条第一項第二号	改正法第四条の規定による改正前の附則第七条第一項第二号
附則第九条第二項	附則第十条第一項	改正法第四条の規定による改正前の附則第十条第一項

2　改正法附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行令（以下「旧国保令」という。）附則第一条の二及び第四条第一項並びに第四条の規定による改正前の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「旧国保算定政令」という。）附則第四条第一項、第八条、第十条、第十一条及び第十四条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる旧国保令及び旧国保算定政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

旧国保令附則第一条の二	第十九条第三項中「及び健康保険法」とあるのは「、法	第十九条第三項中「及び健康保険法」とあるのは「、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号。以下「改正法」という。）第四条の規定による改正前の法
	日雇拠出金」とあるのは「、法	日雇拠出金」とあるのは「、改正法第四条の規定による改正前の法
	第二十条第五項中「及び健康保険法」とあるのは「、法	第二十条第五項中「及び健康保険法」とあるのは「、改正法第四条の規定による改正前の法
	「第七十六条第二項	「法第七十六条第二項
	附則第九条第二項の規定により読み替えられた法	改正法第四条の規定による改正前の法附則第九条第二項の規定により読み替えられた改正法第四条の規定による改正前の法
旧国保令附則第四条第一項の表第二十九条の七第二項の項	法	第七十二条の三第一項
旧国保令附則第四条第一項の表第二十九条の七第二項の項中欄、第一号ロ(4)、第二十九条の七第三項第一号ロ(2)及び第二十九条の七第四項第一号ロ(2)の項中欄	第七十二条の三第一項	法第七十二条の三第一項